

2) 医療区分の分類案

図表 「医療区分」の分類案（疾患・状態・処置内容）

医療区分	医療区分1	医療区分2	医療区分3
分類案	医療区分2、3に該当しない者。	医療区分3に該当しない者で、下記のいずれかの項目の条件を満たす者。	下記のいずれかの項目の条件を満たす者。
		<p><疾患及び状態></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発性硬化症・筋ジストロフィー等の特定疾患治療研究事業の対象疾患（ADL 1 1以上に限る） ・脊髄損傷（ADL 2 3以上に限る） ・暴行又はケアに対する抵抗が毎日みられる状態 <p><医療処置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・意識障害のある経管栄養（経鼻・胃瘻等） ・喀痰吸引（1日8回以上） ・酸素療法 ・インシュリン皮下注射（血糖チェック1日3回以上、ただし、自己注射を除く） ・褥瘡（2度以上、または2箇所以上） ・発疹（体表面積9%以上） ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 	<p><疾患及び状態></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視を要する状態 <p><医療処置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養 ・レスピレーター使用 ・ドレーン法・胸腹腔洗浄 ・意識障害のある気管切開・気管内挿管

3. 「ADL区分」の方法

1) 区分の作成方法

- 「医療区分」で分類された患者分類に ADL 自立度による分類を設定した。
- ADL 自立度を分類する指標としては、「長期療養者に対する新しい支払方式」に関する調査研究（日医総研,平成 15 年）で使用された ADL 得点の算出方法を用いた（0～24点）。
- ADL 得点によってそれぞれ3つに区分した。
 - ADL 0～10点 → ADL 区分1
 - ADL 11～22点 → ADL 区分2
 - ADL 23～24点 → ADL 区分3

図表 ADL 得点の算出方法（単純合計方式）

（単位：点）

	自立	準備	観察	部分的な援助	広範な援助	最大の援助	全面依存	本動作無し
ベッド上の可動性	0	1	2	3	4	5	6	6
移乗	0	1	2	3	4	5	6	6
食事	0	1	2	3	4	5	6	6
トイレの使用	0	1	2	3	4	5	6	6

2) 認知機能障害の加算について

- 「認知機能障害」を分類する指標としては、C P S (Cognitive Performance Scale)を使って、「0(障害無し)～6(最重度)」の7段階に分類し、C P S 3以上を「認知機能障害」ありとした（分類方法は、「急性期以外の入院患者の支払いに関する調査研究」健康保険組合連合会，平成 16 年の方式を使用）。
- なお、「認知機能障害」の加算は、「医療区分1」または「医療区分2」で「ADL 区分1」の2グループを対象とした。